令和４年 10 月７日

関東信越法人会連絡協議会
会長　池田　一義　様

関東信越国税局　課税第二部
消費税課長　霜崎　良人

「適格請求書発行事業者の登録申請書」の様式変更について

平素より税務行政につきまして、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年９月 20 日（火）より、令和４年度税制改正内容を反映した「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「新様式」といいます。）のｅ－Ｔａｘによる提出が可能となっています。

つきましては、新様式による提出にご協力いただくとともに、下記に掲げる事項について、会員の皆様への周知をお願いいたします。

記

１　「新様式」による登録申請書の提出について

本年９月 20 日（火）より、ｅ－Ｔａｘにおいて新様式の提出が可能となっております。

今後、登録申請書を提出される場合には、新様式をご利用くださいますようお願いいたします。

また、10 月 11 日（火）８時 30 分以降、ｅ－Ｔａｘにおける当該税制改正反映前の「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「旧様式」といいます。）の提出はできなくなりますので、ご注意願います。

２　登録申請書の処理期間について

最新の登録申請書の処理期間については、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」のトップページからご確認いただけます。

９月 30 日時点においては、ｅ－Ｔａｘ提出の場合は約３週間、書面提出の

場合は、約１か月半の処理期間を要しております。

【ご参考】

・「適格請求書発行事業者の登録申請書」
国税庁ホームページ「適格請求書発行事業者の登録申請手続（国内事業者用）」

・旧様式から新様式の変更点
国税庁ホームページ「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する申請書等の様式の制定について（法令解釈通達）」